

就 労 証 明 書

表 面

【注1】この証明書は、保育認定を受けて入園を希望する保護者が「保護者記入欄」に記入のうえ、就労する事業所へ提出し、就労状況を記入していただき、支給認定申請書と一緒に提出してください。
【注2】事業所記入欄において、該当する箇所を○で囲み、裏面に「ご記入上の注意」があり

保 護 者 記 入 欄	就労者住所	様似郡様似町
	就労者氏名	
	児童氏名	

様似町長 様

※ 保護者の方は、上記「保護者記入欄」のみ記入してください。

事業所（自営業の場合は事業主）記入欄

※「保護者の方は、記入できません。」

勤 務 先	名 称						
	住 所						
就労年月日	昭和・平成・令和	年	月	日から	採用済み	採用予定	保育所等に入所次第
業 種	農林水産業 卸売・小売業 建設・塗装業 飲食業 その他（ ）						
就労の内容		給与の状況	月給	日給	時給	専従者給与	
雇用形態	正規 パート アルバイト 派遣 内職 事業専従者 その他（ ）						
勤務曜日	月・火・水・木・金・土・日 不規則（週に 日）						
休 日	①（ ）曜日		②（第1・第2・第3・第4・第5）土曜日				
	③（日曜・祝祭）日		④ 天候不順の場合の休み（有・無）				
就 労 時 間	固定勤務の場合	時 分～ 時 分まで					
	シフト制の場合	①	時 分～	時 分まで	②	時 分～	時 分まで
		③	時 分～	時 分まで	④	時 分～	時 分まで
		⑤	時 分～	時 分まで	⑥	時 分～	時 分まで
産休・育休	産前産後休暇	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで					
	育児休業期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで					
	育児休業の短縮	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで					
産休育休以外の休暇	休暇（職）理由						
	休暇（職）期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日まで					
備 考							

上記のとおり就労（済み・見込み・予定）であることを証明します。

令和 年 月 日

（この証明書を作成した日付を記入してください。）

事業所 住 所

名 称

代表者名

印

電話番号

（記入担当者名）

※ 記載内容等の確認が必要な場合、問い合わせをすることがありますので、「記入担当者名」を必ずお書きください。

※「注意」この証明書は、保育所・認定こども園の支給（保育）認定申請に使用するものであり、記載内容について偽り（就労の実態が無くても記入する等）があった場合、「保育の実施」を解除する場合があります。

【就労証明書の目的】

- ・この証明書は、保育の利用を希望する保護者の方が、就労により家庭で児童を保育できないことを証明する書類となります。また、児童と同居する保護者等のうち、就労する方に提出いただきます。

【証明書をご記入いただく事業所の担当者の方へ】

- ・本証明書作成にあたり、業務多忙の折り、お手数ではありますが、特段のご配慮とご協力をよろしくお願いします。
- ・就労の実態が無いにも関わらず、保護者の方にお問い合わせされて安易に証明書を作成しないでください。
- ・「事業所記入欄」のみへ記入、又は該当する箇所を○で囲み作成してください。「保護者記入欄」へは記入しないようお願いします。
- ・証明内容について、町から問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・「証明者」は就労を証明できる方であれば、必ず代表者でなくても構いません。（例：営業所長、人事担当課長、出張所長、支店長、店長等）
- ・消せるボールペン等の書き換え可能な筆記具は使用せず、記入内容を訂正する場合は、修正液等を用いず、訂正箇所に二重線を引き、その上に証明者印を訂正印として押印してください。

【保護者の方へ】

- ・証明内容について、勤務先に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・証明内容に虚偽や不正が認められた（稼働している実態が無いのに虚偽の内容で記載してもらった等）場合には、保育の利用を取り消す（保育の利用を解除）ことがあります。
- ・証明書は、「保護者記入欄」を保護者の方が記入してから、勤務先へ提出し、「事業所記入欄」は必ず勤務先の方に記入してもらってください。保護者の方がご自分で「事業所記入欄」を記入された場合は、無効となりますのでご注意ください。（但し、「個人事業主」本人の場合は除く。）
- ・農業・漁業等の「個人事業」を営んでいる場合は、「事業主」がそれぞれの実態に合わせて記入ください。
- ・本証明書は、「就労証明書」としてありますが、「求職活動中」の場合でも、保護者本人が「備考欄」にその内容を記入して使用することができます。
- ・勤務先、勤務条件等が変更になった場合は、その都度、「就労証明書」をご提出ください。